

3 外部監査公表第 4 号

地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により、令和 3 年 10 月 1 日に福岡市長から包括外部監査人による監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和 3 年 11 月 29 日

福岡市監査委員	大 原 弥寿男
同	尾 花 康 広
同	水 町 博 之
同	本 野 正 紀

1 監査報告と措置の件数

28 外部監査公表第 1 号（平成 28 年 4 月 28 日付福岡市公報第 6297 号(別冊)公表) 分
 (市民利用施設の有効活用及び受益者負担のあり方について) . . . 2 件

31 外部監査公表第 2 号（平成 31 年 3 月 25 日付福岡市公報第 6568 号(別冊 2)公表) 分
 (福岡市水道事業及び下水道事業等に関する財務事務について) . . . 6 件

2 外部監査公表第 1 号（令和 2 年 4 月 2 日付福岡市公報第 6662 号公表) 分
 (福岡市学校教育に関する財務事務について) . . . 9 件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

28 外部監査公表第 1 号（平成 28 年 4 月 28 日付福岡市公報第 6297 号(別冊)公表) 分
 (市民利用施設の有効活用及び受益者負担のあり方について)

6. 個別の市民利用施設に関して

(8) 港湾空港局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>Ⅲ. 福岡市ヨットハーバー</p> <p>視点 2 受益者負担のあり方</p> <p>② 利用料金に係る減免対象及び減免額のルール化について (指摘)</p> <p>利用料金制が導入されている施設については、利用料金を定めるのは指定管理者であることから、利用料金の減免についても原則として指定管理者の判断により行うことができる。ただし、上記各施設では指定管理に関する業務仕様書において条例、規</p>	<p>監査指摘を踏まえ、利用料金に係る減免対象、減免額、根拠、理由等を整理し、令和 3 年 4 月に「事務取扱」を作成し、指定管理者における取扱いを明確にした。</p>

<p>則等に準じて行うことが規定されており、実質的には市が減免制度（減免規定）を設定すべきであると考えられる。</p> <p>しかし、市は、利用料金の減免については具体的な減免対象及び減免額を定めておらず、公正性及び透明性が担保されているとはいえない状況にあり、著しく不当と言わざるを得ない。</p> <p>そのため、利用料金に係る減免の減免対象及び減免額について減免の根拠・理由を明確にした上でルール化を行う必要がある。また、透明性を担保する観点から、減免対象及び減免額については施設のホームページ等において開示することが望まれる。</p> <p style="text-align: center;">(港湾管理課)</p>	
<p>IV. 博多港国際ターミナル 視点2 受益者負担のあり方 ③ 利用料金に係る減免対象及び減免額のルール化について (指摘)</p> <p>利用料金制が導入されている施設については、利用料金を定めるのは指定管理者であることから、利用料金の減免についても原則として指定管理者の判断により行うことができる。ただし、上記各施設では指定管理に関する業務仕様書において条例、規則等に準じて行うことが規定されており、実質的には市が減免制度（減免規定）を設定すべきであると考えられる。</p> <p>しかし、市は、利用料金の減免については具体的な減免対象及び減免額を定めておらず、公正性及び透明性が担保されているとはいえない状況にあり、著しく不当と言わざるを得ない。</p> <p>そのため、利用料金に係る減免の減免対</p>	<p>監査指摘を踏まえ、利用料金に係る減免対象、減免額、根拠、理由等を整理し、令和3年4月に「事務取扱」を作成し、指定管理者における取扱いを明確にした。</p>

<p>象及び減免額について減免の根拠・理由を明確にした上でルール化を行う必要がある。また、透明性を担保する観点から、減免対象及び減免額については施設のホームページ等において開示することが望まれる。</p> <p>(港湾管理課)</p>	
---	--

31 外部監査公表第2号（平成31年3月25日付福岡市公報第6568号(別冊2)公表)分
（福岡市水道事業及び下水道事業等に関する財務事務について）

V. 財務事務における指摘事項及び監査結果に添えて提出する意見

2 下水道事業

(6) 人材育成

監査の結果	措置の状況
<p>【意見2-(6)-2】人材育成計画について 公営企業の技術の継承に関する問題は、全国共通であり今後深刻化が予想される。市下水道事業も同様の状況であるため、人材育成計画において個別具体的な目標を掲げることが必要と考える。</p> <p>(改善提案) 人材育成計画の実効性を高め、下水道事業に係る技術の継承を確実に遂行するために、人材育成計画において個別具体的な目標を掲げた計画に見直すことを検討されたい。</p> <p>(道路下水道局総務課)</p>	<p>人材育成計画における具体的な目標の設定について検討した結果、令和3年度に改定する「道路下水道局人材育成プラン」(令和4年度～)において、具体的な目標を設定することとした。</p>

3 河川事業

(3) 財産管理

監査の結果	措置の状況
<p>【意見3-(3)-1】水防資材の使用報告について 水防資材を搬出された際に、速やかに使用報告を受けることができるような仕組みの構築が必要である。</p> <p>委託契約第2条では、「水防資材を搬出し</p>	<p>水防資材の使用については、令和3年5月に資材管理の運用ルールを作成し、出水期前の事前確認や、大雨・台風発生後に水防資材報告書(様式1)未提出時の電話確認などについて定め、適切な管理に努めていく。</p>

<p>た時は、速やかに甲に対し水防資材使用報告書（様式1）を提出する」と明示している。また「平成29年度上半期 水防倉庫資材在庫数の報告について（依頼）」において「様式1の日付は使用された日の1週間以内の日付でお願いします。」として、使用后すぐに報告するように周知されている。</p> <p>しかし、使用されても報告されていないケース、使用から数か月遅れて報告されるケースや、使用日が報告日の後日となっているケースがあり、実際の水防資材の使用時期がわからず、適時に必要な水防資材の補充ができない恐れがある。</p> <p>（改善提案）</p> <p>常時、必要な水防資材が備蓄できている状態を維持することができるよう、水防資材の使用が想定される大雨や台風発生時には、委託先に対して、水防資材使用の有無等について確認する仕組みを構築することを検討されたい。</p> <p>（道路下水道局河川課）</p>	
<p>【指摘事項3-(3)-1】河川の未申請占用等について</p> <p>今回の監査では、市から提供された「平成29年度 河川水路使用料調定一覧表」から任意に3件を抽出し、河川の占用状況を視察した。また、任意に追加で1件確認した。</p> <p>視察の結果、準用河川の一部地区において、河川法に基づく手続きが行われていない状況が確認された。</p> <p>その結果、許可の無いまま占用がなされている河川について積極的な対応がとられていない。</p> <p>このように許可の無いまま河川が占用されている原因は、占用の許可が申請に基づ</p>	<p>令和元年度から、準用河川・普通河川の占用状況等の実態調査を実施しており、令和元年度に未申請占用が行われている実態の網羅的な把握ができるようになったことから、今後は、定期的な巡視などで未申請占用を発見した場合、所有者に対し訪問により申請を促すなどして、申請状況の改善に努めていく。また、HPへの掲載、広報紙への掲載など占用申請の必要性の周知により申請を促すなど円滑な河川整備や適切な維持管理に努めていく。</p>

くものであり、申請が行われるまでは占用の事実の把握ができないこと、及び、定期的に現場確認を行う等の現況確認手続きが実施されていないことが考えられる。

現在、市が把握している河川の占用は、市民より申請を受けた受動的なものであり、未申請占用の状況についての網羅的な把握ができていない状況である。

河川の未申請占用が生じている状況においては、以下の2点が懸念される。

■円滑な河川整備もしくは機能維持が行えないリスク

河川には、洪水、津波、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、流水の正常な機能が維持され、及び河川環境の整備と保全がされるよう、各種整備や劣化した機能を回復維持のための工事が想定される。

適切な申請手続きを経て占用をしている場合には、許可の前提条件として工事等による許可取消の可能性のあることを認識している。そのため、実際に許可が取り消される状況になった場合にも、市と占有者との間で、許可の対象となった工作物の除去等に係る事前協議を行うことにより円滑な工事等が行われることが想定される。

一方、適切な申請手続きを経ていない場合には、法令及び条例等に基づかない河川の不正使用という認識がないことが想定され、不正使用という認識を持ってもらうことから協議を始めなければならず、適時に工事等を開始できないリスクが高まる。

■占用料の徴収漏れが生じるリスク

原則的に河川の占用が行われることにより占用料が発生する。しかし、未申請占用が行われた場合には、占用事実を把握でき

<p>ないため、本来であれば徴収しなければならない占有料が徴収できないこととなり、申請の有無によって不公平が生じることとなる。</p> <p>(是正の方向性)</p> <p>市は、河川の未申請占有が行われている実態を網羅的に把握して、河川の適切な管理ができるようルール整備・運用と現状の把握を実施されたい。</p> <p>占有許可のないまま占有等が行われている場合については、条例等に基づく申請手続を促されたい。</p> <p>(道路下水道局河川課)</p>	
<p>【指摘事項 3-(3)-2】水路の未申請使用について</p> <p>今回の監査では、市から提供された「平成 29 年度 河川水路使用料調定一覧表」から任意に 6 件を抽出し、水路の使用状況を視察した。また、水路の使用状況視察対象の近隣水路を追加で 1 件確認した。</p> <p>視察の結果、2 箇所の水路使用について、福岡市水路使用料条例、及び福岡市水路使用規則に基づく手続きが行われていない。</p> <p>その結果、許可の無いまま使用されている水路について積極的な対応がとられていない。</p> <p>このように許可の無いまま水路が使用されている原因は、法定外公共物として水路管理のための明確な法規制がなく、過去から市は水路を管理するための規程整備とその運用が行われていなかったことが考えられる。</p> <p>現在市が水路について把握している状況は、「水路の概況」で示した水路敷地に関する情報、及び、使用者から申請された限定的な水路使用の状況である。</p>	<p>令和元年度から令和 3 年度にかけて調査を実施し、未申請使用の実態を把握後に、既の実施しているHPや広報紙での周知に加え、未申請使用解消に向けたルール案を令和 3 年 6 月に策定し、関係課と協議を行うこととしている。</p> <p>また、未申請使用の現状を把握した際には、関係課と連携し、申請手続きを促すこととしている。</p>

したがって、水路の未申請使用の状況についての網羅的な把握ができていない状況であると同時に、水路としての機能性、工作物の物理的状況についても把握できていない状況である。

水路の未申請使用が生じている状況においては、以下の2点が懸念される。

■円滑な水路整備もしくは機能維持が行えないリスク

水路は灌漑や悪水排泄等の機能を有する工作物であり、区画整理や雨水対策等による既存水路の改廃を伴う水路整備や劣化した機能を回復維持のための工事が想定される。

適切な申請手続きを経て使用している使用者は、許可の前提条件として工事等による使用許可取消の可能性があることを認識している。そのため、実際に使用許可が取り消される状況になった場合にも、市と使用者との間で、使用許可の対象となった工作物の除去等に係る事前協議を行うことにより円滑な工事等が行われることが想定される。

一方、適切な申請手続きを経て使用していない使用者は、条例等に基づかない水路の不正使用という認識がないことが想定される。その場合は、使用者に不正使用という認識を持ってもらうことから協議を始めなければならず、適時に工事等を開始できないリスクが高まる。

■使用料の徴収漏れが生じるリスク

原則的に水路を使用することにより使用料が発生する。しかし、未申請使用が行われた場合には、使用の事実を把握できないため、本来であれば徴収しなければならない使用料が徴収できないことになる。

<p>また、水路としての機能性、工作物の物理的状況について把握できていない状況では、現状の大雨等の排水機能の適切な評価ができず、水路の状況を踏まえた効果的な防災対策を講じることが難しくなるリスクがあるほか、老朽化による事故等の発生するリスクが高まる。</p> <p>(是正の方向性)</p> <p>市は、水路の未申請使用状況が行われている実態、及び、水路としての機能性、工作物の物理的状況を網羅的に把握して、水路の適切な管理ができるようルール整備・運用と現状の把握を実施されたい。</p> <p>使用許可のないまま使用等が行われている場合には、条例等に基づく申請手続を促されたい。</p> <p style="text-align: right;">(道路下水道局河川課)</p>	
--	--

4 集落排水事業

(3) 集落排水事業における料金設定

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>【意見 4-(3)-1】 集落排水事業の経営改善について</p> <p>市の集落排水事業は赤字事業であり、一般会計からの繰入金があれば資金不足となる状況である。</p> <p>赤字補填を目的とした一般会計からの繰入金は平成 27 年度より 3 億円程度で推移している。</p> <p>一方で使用料金は下水道事業と同じであり、赤字の削減のためには使用料金の値上げもしくは経費削減が考えられるが、同じ市内で下水道料金と異なる使用料金を設定することは困難であるとして使用料金値上げの予定はないとのことであった。</p> <p>しかし市においても農業集落や漁業集落の人口は将来的に減少することが見込まれ</p>	<p>経営改善策として、令和 3 年 3 月に策定した「経営戦略」に基づき、経営改善に取り組んでいる。</p> <p><具体的内容></p> <p>収納率の向上や業務の効率化による経費削減などの経営改善策として、収入未済については、今後も継続して、法的措置を視野に入れた督促・催告の強化により、収入未済額の縮減、収納率の向上を図るとともに、令和 2 年度から、全市的な債権回収の取り組みとして、財政局が実施する「税外債権の回収に係る法的措置等支援事業」を活用し、弁護士と連携した債権整理に取り組んでいる。</p> <p>また、将来に向けた抜本的な経費削減の方策を考えていく必要があるため、公共下水道への接続の検討など、関係者協議を行ってい</p>

<p>ており、集落排水事業の経営環境は厳しい。今後人口減に伴って料金収入が減少することが見込まれるのであれば、事業維持に必要な一般会計の負担率を検証の上で、経費削減の対策を取ることが急務である。</p> <p>(改善提案)</p> <p>集落排水事業として、収納率の向上や業務の効率化による経費削減など経営改善策を検討し、経費削減に取り組まれない。</p> <p>(農林水産局漁港課)</p>	<p>る。</p> <p>さらに、施設の老朽化に対応して効率的な施設の更新と長寿命化を進めるため、令和2年度に作成したアセットマネジメント事業計画に基づき修繕費等の平準化を図るとともに、施設・設備等の適切な維持管理と経費削減に努め、民間活力の更なる活用について可能性を検討し、効率的な事業運営を図っていく。</p>
--	---

(4) 経営戦略の策定について

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>【意見 4-(4)-1】経営戦略の策定について</p> <p>市の集落排水事業は、使用料金などの歳入が歳出に対して不足する赤字事業であり、赤字を削減するための対策が急務である。</p> <p>そこで総務省の「経営戦略策定ガイドライン」に基づいた経営戦略を策定し、「投資試算」および「財源試算」を均衡させるための具体的な施策を策定し、必要な一般会計の負担を検証の上で事業継続が可能となるように検討すべきである。</p> <p>しかし経営戦略の策定は未着手であり、策定予定年度も未定とのことであった。理由としては「統廃合・広域化等、経営形態の見直しの検討段階であり、検討終了後に策定予定であるため」とのことであった。</p> <p>現在、「統廃合・広域化等、経営形態の見直し」は具体的な計画として策定されておらず、策定までに具体的な期限が設定できる状態ではない。「統廃合・広域化等、経営形態の見直し」の検討後に策定するのであれば、長期にわたり経営戦略が策定されず、結果として集落排水事業の経営改善が十分に行われない可能性がある。</p>	<p>令和3年3月に、「経営戦略」を策定した。</p> <p>今後、経営戦略で策定した内容の推進を図るとともに、実施状況の強化・検証を行い、随時見直しを行う。</p> <p>なお、最新の社会環境の変化や、新たな取組の検討を行いながら、中間期である令和8年度に改定を予定している。</p>

<p>(改善提案)</p> <p>現在、集落排水事業においては「投資試算」と「財源試算」が一般会計からの繰入金なしでは均衡しない状況にある。また、「統廃合・広域化等、経営形態の見直し」を将来行うためには、むしろ将来にわたる集落排水事業の経営戦略は有用である。早期に将来の人口予測を考慮した需給予測を行い、「経営戦略策定ガイドライン」に基づいた経営戦略を策定し、「投資試算」と「財源試算」を均衡させるための対策を検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">(農林水産局漁港課)</p>	
---	--

2 外部監査公表第1号（令和2年4月2日付福岡市公報第6662号公表）分
（福岡市学校教育に関する財務事務について）

IV 財務事務における監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

1 学校教育に関する事業についての視点に関する監査結果

(1) 「第1次福岡市教育振興基本計画」における個別事業と成果及び契約事務について

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>【意見IV-1-(1)-10】 ふれあい学び舎事業参加児童数について</p> <p>ふれあい学び舎事業（放課後補充学習会）について、各学校の参加児童数（1回でも参加したことがある児童数）を把握したところ、学校によって参加児童数に著しい偏りが見受けられた。</p> <p>数百人の児童が勉強会に参加したことがあると回答した学校（最多は203名が参加した千代小学校）もあれば、数名の児童も参加したに留まった学校（最少は7名が参加した春吉小学校、志賀島小学校、南片江小学校、曲渕小学校）もあった。</p> <p>一方で学習支援リーダーと学習支援員による事業実施時間数は参加した児童数と比例していない。放課後補充学習会は週2回</p>	<p>学習内容については、算数科を中心としているが、参加児童の実態に応じて、国語などの教科や宿題に取り組むことができるようにしている。</p> <p>参加児童の延べ人数については、実態把握のため、集計していくようにすることとした。</p> <p>なお、令和2年度は参加児童数を増やすため、年間の実施時間や指導員の数を増加し、各学校の受入体制の充実を図るようしていたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を考慮し、事業を1年間休止とした。</p> <p>また、令和3年度についても休止を継続するが、受入れ体制を含めた今後の事業のあり方については、引き続き検討していく。</p>

程度開催されることとなっているが、参加児童数が1名でも開催されるので、参加児童数が少なくとも所定の報償費が支出されることになる。児童保護の観点から、放課後補充学習会は、少なくとも学習支援リーダー1名と学習支援員1名で開催されることとなっており、参加児童数が少ないことを理由に学習支援リーダーもしくは学習支援員どちらかが単独で開催することは出来ない。

参加者に著しい偏りがあれば、各学校によって児童の学力に大きな差が付きかねない。また、同じ事業費であるにもかかわらず、各学校によって事業の効果に著しい差が生じるのは望ましくない。

(改善提案)

教育委員会および参加児童数が少ない小学校は、放課後補充学習会に参加する児童を増やすための対応を取られたい。

現状、週2回の学習会が開催されることとなっているが、1回でも参加したことがあると回答した児童数はほとんどの学校で数十人程度であり、かなり少ない。今後も週2回の学習会を開催するのであれば、教育委員会と小学校から、保護者への放課後補充学習会についての周知に努め、児童にも積極的な参加を呼び掛けられたい。開催する場所についても、児童が参加しやすいように学校施設を利用することが望ましい。

また、現在は算数のみの学習会であることから、児童が希望する科目が他にあれば、その科目に変更することも視野に入れて、参加児童数の増加に努められたい。

現状では、参加した児童の延べ人数が集計されておらず、ふれあい学び舎事業の実

<p>態が不明であるので、延べ人数についても把握されたい。</p> <p>(教育委員会学校企画課)</p>	
<p>【意見IV-1-(1)-13】中学校における「みんなの学習クラブ」利用方法の見直しについて</p> <p>中学校では「みんなの学習クラブ」を利用している学校が少なかった。69校の中学校のうち、国語と数学を利用している中学校は24校のみで、24校にはアクセスしかしていかなくともカウントしているので、実態として活用している中学校はさらに少ないと思われる。</p> <p>利用していない理由は中学校によって色々と異なるが、別のソフトウェアとして「Studyaid D. B.」を導入していることも理由の一つとして挙げられる。</p> <p>「みんなの学習クラブ」の利用対象は児童生徒であり、自分の課題に合わせて自学等ができるようになっている。一方「Studyaid D. B.」の利用対象は教員であり、教材作成を行うためのソフトである。</p> <p>「みんなの学習クラブ」が有する問題の検索・選択、編集、印刷機能と同様の機能を有する別システムの使用を許容する状況では、導入した「みんなの学習クラブ」を十分に活用するよう要望することができない可能性がある。</p> <p>(改善提案)</p> <p>「みんなの学習クラブ」と「Studyaid D. B.」は想定されている利用対象が異なるものの、同じ機能を有している。それぞれの利用方法や利用実績を把握、再整理して、両方を使用していくのか、片方に整理するのか、教育現場の効率化に資する利用方法を検討されたい。</p>	<p>「みんなの学習クラブ」と「Studyaid D. B.」については、両方を使用していくのか、片方に整理するのか、整理を行い、教育現場の効率化につながるよう、検討する予定としていたが、結果、「みんなの学習クラブ」については、令和2年度末をもって活用を終了した。</p> <p>「Studyaid D. B.」については、福岡TSUNAGARU cloudにアクセスすることによって、各中学校において、容易に利活用することができるようにした。</p>

(教育委員会学校企画課)	
<p>【意見IV-1-(1)-14】成果指標の達成について</p> <p>当事業の成果指標には学習定着度調査における正答率 40%以上の児童生徒の割合が挙げられている。小学校の目標値は 90%、中学校の目標は 88.5%である。</p> <p>しかし、いずれの成果指標も達成できておらず、特に中学校については平成 27 年度からほとんど成果指標の実績に向上が見られない。</p> <p>当事業の「ふれあい学び舎事業」は小学校児童向けの事業であるし、「みんなの学習クラブ」についても中学校の利用率は低い。</p> <p>(改善提案)</p> <p>各学校では、自校の学力の課題を踏まえて、学力向上推進プランを作成し、学力向上のために努めてきたところではあるが、指標の向上が見られないことから、新たな対策事業について検討すべき時期であると思われる。</p> <p style="text-align: center;">(教育委員会学校企画課)</p>	<p>成果指標の達成については、学習定着度調査における正答率 40%以上の児童生徒の割合が、小学校、中学校ともに目標値を達成できていないことをふまえ、児童生徒一人ひとりの課題に応じた学習指導を充実させるため、「ふれあい学び舎事業」や「電子教材の活用」などについて、検討を行う予定としていたが、結果、「ふれあい学び舎事業」については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和 3 年度についても休止を継続、「みんなの学習クラブ」については、令和 2 年度末をもって活用を終了した。</p> <p>令和 3 年度からは、1 人 1 台端末を活用し、AI ドリルによる補充学習やデジタル教科書を活用した視覚的で分かりやすい授業、学習支援ソフトの活用により、考えを共有しやすい授業を実施するなど、ICT を活用した学力向上の取組みを推進する。</p>
<p>【意見IV-1-(1)-31】生徒に対する給食アンケートの実施について</p> <p>中学校生徒の給食については、P F I 方式により運営されている給食センターより提供されている。</p> <p>P F I 方式のV F Mには給食の提供という品質面も含まれるので、給食が提供される生徒に対するアンケートを行い、問題や課題がないか把握し、給食センターの運営改善に活用することは重要である。</p> <p>福岡市では事業開始後の平成 28 年度にアンケートが実施されていたが、その後、アンケートは実施されていなかった。</p>	<p>生徒に対するアンケートについては、アンケート方法の実施方針を策定し、令和 2 年度は第 3 給食センター配送校を対象にアンケートを実施した。</p>

<p>(改善提案)</p> <p>生徒に対するアンケートについては、継続的に実施し、給食に問題や課題がないか把握されたい。すべての中学校と生徒に毎年度アンケートを実施することは困難であるから、抽出や持ち回りで実施するなど、工夫されたい。</p> <p>(教育委員会給食運営課)</p>	
<p>【意見IV-1-(1)-35】学校における予算編成事務手続きについて</p> <p>アンケートの結果、予算編成に係る議事録を作成している学校は少なく、また、往査した学校においてそれぞれの方法で予算編成作業が行われていた。</p> <p>学校予算書の作成権限は学校長にあり一定の自律性が認められるところである。しかし、学校予算の中には、学校運営費における備品購入費、図書整備費等中長期的な調達計画に基づくことで、効果的な予算執行が期待できる性格のものもある。</p> <p>その場合、過去の予算検討結果を将来に確実に引き継ぐことが肝要となり、各学校がそれぞれの方法により予算編成をしている状況では、学校長や担当職員の異動等により、適切な引継ぎが行われないうリスクが高まることになる。</p> <p>(改善提案)</p> <p>学校予算の効果的な執行を目的として、予算編成事務手続きの整備について検討されたい。</p> <p>(教育委員会学務支援課)</p>	<p>効果的な予算執行を担保していくため、令和3年度中に予算編成手続きの整備を行うこととし、予算編成過程の議事録作成や残された課題の引継ぎのあり方等について、学校の意見を聴取している。</p>

(2) 共同学校事務室の運用について

監査の結果	措置の状況
<p>【意見IV-1-(2)-2】共同学校事務室へのさらなる移管について</p> <p>教員が担っている業務の一部を事務職員</p>	<p>令和3年度以降の事務の執行体制を検討する中で、共同学校事務室への事務の移管については、共同学校事務室・学校・事務職員</p>

<p>が担うことで、教員が子どもと向き合うことができる時間を確保する、学校における働き方改革の一環として令和元年度に設置された共同学校事務室は、同時に学校事務の効率化、組織化による人材育成にも資することとなる。</p> <p>現状は共同化できるものから、移管を始めているものの子どもの教育に関する記録について電子データ化するための入力など、教員の事務と事務職員の事務が明確に区分できていないものも多々あることから、手探りで進めている状況にある。</p> <p>(改善提案)</p> <p>教員の事務と事務職員の事務区分を明確化することで更なる共同化が推進できると考えられることからさらなる検討を行い、経済性も考慮しながら可能な限り共同学校事務室に移管を検討されたい。</p> <p>(教育委員会教職員第1課)</p>	<p>の意見等を踏まえ、必要に応じ実施する。</p> <p>令和3年度は特別支援学校児童生徒の机椅子整備に係る調査・契約業務の移管について、令和2年度末に各学校へ通知した。</p>
--	--

2 財産管理の状況についての視点に関する監査結果

(1) 施設管理、財産管理について

監査の結果	措置の状況
<p>【意見IV-2-(1)-1】備品の現物確認(点検)方法について</p> <p>学校で統一した備品の現物確認(点検)方法が定められていない。そのため、各学校で実施している現物確認が不十分であり、備品出納簿(財務会計システム)と備品現物の整合性が確保できない状況にある。</p> <p>ヒアリングの結果、備品の現物確認の実施状況は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年に1回夏休み期間に実施される。 ・ 事務職員は、教科、各種係の担当教職員に財務会計システムから出力された「備品データ」を出力して配付 	<p>令和3年度中に学校における効率的・統一的な備品管理の方策を整備することとし、学校の意見を聴取している。</p>

<p>する。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 教科，各種係担当の教職員は，「備品データ」をもとに，備品現物に貼付された「備品整理票」との一致を確認する。・ 「備品データ」に記載された備品現物がない，修理が必要な状況がある，使用可能性がない，備品現物があるが「備品データ」に記載されていない等の「備品出納簿」の更新が必要な状況があれば，その状況を事務職員に報告する。・ 事務職員は，教職員からの報告に従い，財務システム上で「物品処理票（払出）」の決裁処理等を行うとともに，それぞれに応じた手続きと現物処理を行う。 <p>備品現物確認の際，上記のような現物確認の方法を文書で担当教職員に指示している学校もある。しかし，その記載内容は統一されておらず，現物確認に必要な事項が網羅されていない。</p> <p>備品の現物確認方法が統一されていないために生じている懸念事項には以下のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 市会計規則では年に2回備品出納記録に基づく現物の確認を行う旨が規定されている。そのため，各学校がそれぞれで，年に1回夏休み期間にしか現物確認ができていない現状を整理しなければならない。・ 現物確認に使用する調査様式等が統一されていないため，調査結果の効率的な集計ができない，また，調査の実施責任が明らかにならない。・ 調査の結果，備品出納簿と備品に不	
---	--

<p>整合が生じた場合、その備品出納簿の修正更新処理期限が明確にならず、適切な時期での「備品出納簿」の更新が行われない。</p> <p>(例えば、教職員による現物確認期限は夏休み最終日となっても、現物の所在が確認できないときは、直ちに不明品として廃棄処理をするのではなく、所在不明備品を探す間、処理の猶予がされる場合がある。この場合、探す期間が明確にされていなければ、夏休みが終わり、教職員は通常授業が始まるため所在不明品の調査があと回しになる。その結果、「備品出納簿」の更新が行われないまま、次回の現物確認が行われ、より一層現物所在の調査が困難になる。)</p> <p>「備品出納簿」が適時適切に更新されないことにより、学校における教育・指導に必要な備品の整備状況が明らかにならず、適切な教育・指導が実施できない可能性が生じるとともに、同じ用途の備品への重複購入により効果的な予算執行ができなくなる可能性が生じる。</p> <p>(改善提案)</p> <p>教育委員会は、市会計規則に定める手続との整合性を考慮の上で、学校備品の特性と事務負担を考慮した現物確認方法について、各学校で統一した方法による現物確認が実施できるような方策を検討し、周知徹底することを検討されたい。</p> <p>(教育委員会学務支援課)</p>	
<p>【意見IV-2-(1)-5】親睦会費の管理について 各親睦会の規約等に基づき管理されるも</p>	<p>学校での親睦会費の管理水準の向上に向けたマニュアル等の整備については、令和3年3月に各学校の現状を調査したところで</p>

<p>のとして、親睦会費の管理について教育委員会の関与は行われていない。</p> <p>親睦会とは学校等の拠点単位で、そこに属する教職員等により構成される任意団体である。教職員間での慶弔や福利厚生のための経費等が親睦会費により賄われており、構成する教職員の給料から天引きされて、所属する親睦会の預金口座に振り込まれる。</p> <p>親睦会費は、準公金に準じて取り扱うものと整理されており、横領等が生じた場合には処分の対象となることとされている。</p> <p>平成 27 年度における監査委員監査では、「準公金の取扱いについて」として意見が提出され、教育委員会は管理体制の強化を図る旨の対応を行っている。</p> <p>(改善提案)</p> <p>教育委員会は、親睦会費は準公金に準ずるものとして、学校での管理水準の向上に向けたマニュアル等の整備について検討されたい。</p> <p>(教育委員会服務指導課)</p>	<p>あり、調査結果を踏まえ、令和 3 年度中に、通知等により、具体的な留意点を示し、準公金に準ずるものとして適切に取り扱うよう、周知徹底を行う。</p>
---	---

(2) 債権管理 (未収金)、学校徴収金等の管理について

監査の結果	措置の状況
<p>【意見IV-2-(2)-1】学校徴収金の管理について</p> <p>保護者等から徴する学校徴収金と給食費は、給食管理システムによって合わせて口座振替ができる仕組みが構築されている。</p> <p>そのうち、給食費は平成 21 年 9 月から公会計化し、収納分については市の歳入に計上することから、学校事務職員の業務の負担軽減につながっている。</p> <p>一方で、同じ徴収の仕組みが設けられているにもかかわらず、学校徴収金については公会計化が行われていない。</p>	<p>学校徴収金の管理については、事務負担の軽減を目的としたシステム開発計画について、情報システム審査会に諮ったところである。引き続き、学校徴収金事務に関する効率化に向けた各種の手法等の検討や他都市の公会計化の状況や効果の研究、教材等の見直しを進めていく。なお、教材費の業者支払について、金融機関に出向かずに振込が可能となるデータ伝送システムを令和 4 年度までに導入できるよう金融機関と協議中である。</p>

<p>学校徴収金と給食費は、学校がその直接の受益者から徴収しているという点で同じ性格を有するものである。</p> <p>しかし、学校徴収金と給食費では、保護者等から徴収する金額決定プロセスにおいて相違がある。</p> <p>給食費の保護者負担額は、食材料費相当額のみを徴するものとして徴収されるもので、小学校、中学校及び特別支援学校の各部署で一律の金額が設定されている。</p> <p>それに対し学校徴収金は、各学校において担任教職員等が学校教育に必要な教材、学外学習の交通費等を選定するため、各学校、学年ごとに異なる金額を徴収する必要がある。</p> <p>したがって、学校徴収金を公会計化するためには、各学校、学年ごとに異なる費目の積算、集計処理が可能となるシステムの機能追加が必要になることが想定される。また、学校徴収金の公会計化と同様、一般会計への歳入歳出予算への編入や私会計時の債権継承、条例・規則の整備等の準備が必要となるなど、公会計化に向けた事務負担は大きい。</p> <p>しかし、学校徴収金の管理業務は各学校における事務において大きな負担である。特に、学校徴収金に滞納が生じた場合の事務は、学校と保護者との信頼関係にも影響を与えるため慎重な対応が求められ、事務職員、教員、特に校長・教頭等管理職の業務負担が非常に大きい業務である。</p> <p>その一方で、業務負担に対して僅少な滞納金額にもかかわらず回収を徹底することは、購入した学用品等の代金を受益者に負担させることは当然のこととして、納付を済ましている保護者との不公平な取扱いを</p>	
--	--

発生させないために重要であると考えられているからである。

また、学校徴収金を財源に学用品等を購入する場合、児童等に一斉に引き渡すため、取引業者は発注数量全てを支払に先立って納品することになる。

滞納が生じた場合、取引業者へは請求額に対して未納者分を除いた額で支払うこととされているため、滞留によって生じる不利益（入金が遅れることによる経済的不利益、及び、一部未納金の回収管理事務が生じる不利益）は取引業者が負担することになる。

さらに、学校徴収金は遠足等校外活動に必要な交通機関運賃を徴収することになるが、未納が生じている保護者の児童が出席した際に、未納を理由に参加させないとの判断を、引率担当の教職員に求めるのは、教職員による未納額の立替を誘引することになる。

なお、国は学校給食費以外の教材費、修学旅行費等の学校徴収金についても、公会計化等による、学校負担軽減の取組みを推奨している。

（改善提案）

学校負担の軽減を目的として、学校徴収金となっている事案自体の可否や代替方策の有無の精査等を更に進められたい。

また、学校を経由せずに保護者と業者間との支払い、徴収方法や、徴収金管理システムの構築、児童手当からの充当、公会計化等あらゆる角度から検討されたい。

なお、公会計化に関しては、教師の士気や教育内容の充実強化の支障とならないように配慮しつつ、法的根拠など憲法や地方自治法との関係整理も含めて検討を進めら

りたい。	
(教育委員会学務支援課)	